

知的財産案件審理法重要改正条文 (1) (営業秘密保護)

知的財産案件審理法の最新改正条文が 2023 年 2 月 15 日、総統により公布され、同年 8 月 30 日より施行された。今回の全面的な改正は、40 条が新設、41 条が改正され、改正前の法令と比べ規範の内容が更に重厚になっている。弊所では新設された制度の概要についてはすでに説明を行っているため (2022 年 12 月稿)、今回は、三回に分けて、**営業秘密保護**、**弁護士強制代理制度**、**専門家参加の拡大 (査証、専門家証人)**、**専利法 (特許、意匠、実用新案法)¹**及び**商標法改正草案**に合わせた**新設**、及び**紛争解決機能の強化**などの重要改正条文を対照表にする。

また、今回の改正は、草案における**裁判所による第三者の同意の要求**、**専利及び商標の複審 (拒絶査定不服審判)** 及び**争議事件手続**に関しては新設していないことを、ここに合わせて説明する。

○営業秘密保護

(赤字部分は改正部分)

条項	改正法	改正前内容
	2023 年 2 月 15 日	2021 年 12 月 8 日
第 32 条	<p>訴訟資料が営業秘密に関わる場合、裁判所は、当事者が行使する弁論権に影響を与えない範囲内において、当事者又は第三者の申立てにより、訴訟資料の閲覧、謄写、撮影、又はその他の方法による複製の不承認又は制限の決定をすることができる。(第 1 項)</p> <p>前項にいう申立ては、書面により行うものとし、コード又は対象証拠の名称番号の記載方式により、その申立て範囲を特定しなければならない。(第 2 項)</p> <p>前項にいう申立ての書面の謄本又は複製は、急迫の事情があり、又は当事者若しくは第三者に重大な損害を与えるおそれがある場合</p>	(新設)

¹ 台湾の「専利法」に基づき、「専利」は、特許 (中国語:「發明專利」)、実用新案 (中国語:「新型專利」)、意匠 (中国語:「設計專利」) 三つの種類に区分されている。つまり、台湾における「専利権」は三つの権利の総称であり、日本の「特許権」よりも広い意味で使われているので、本文では特別に「専利権」という用語を用いて解説する。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>を除き、申立人が直接相手方、当事者、又は第三者に通知しなければならない。(第3項)</p> <p>相手方、当事者若しくは第三者に、前項にいう書面の謄本又は複製を受領したかどうかについて争議がある場合は、書面を提出した申立人が疎明を行う。(第4項)</p> <p>裁判所は、第1項の決定を行う前に、相手方、当事者若しくは第三者に意見陳述の機会を与えなければならない。(第5項)</p> <p>裁判所が執り行う前条の非公開裁判、及び第1項にいう訴訟資料の閲覧、謄写、撮影、又はその他の方式による複製の範囲及び方法等の事項については、司法院が行政院と共同して定める。(第6項)</p>	
<p>第33条</p>	<p>前条第1項における不承認又は制限の決定の原因が消滅した場合、相手方、当事者若しくは第三者は、裁判所に当該決定の取消し又は変更の申立てをすることができる。(第1項)</p> <p>前条第1項及び前項の決定に対しては、抗告をすることができる。抗告中は、相手方、当事者若しくは第三者が申立てる訴訟資料の閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製を許可してはならない。(第2項)</p> <p>前条第1項の申立てを却下する決定、及び第1項の申立てを承認する決定については、裁判所は、その抗告中においては、訴訟資料の閲覧、謄写、撮影、又はその他の方法による複製を不承認又は制限をしなければならない。(第3項)</p> <p>前条の第1項による閲覧、謄写、撮影、又はその他の方式による複製により知悉し、又は保有した営業秘密は、当該訴訟以外の目的に使用してはならない。(第4項)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第36条</p>	<p>当事者又は第三者の保有する営業秘密は、疎明を経た上で次に掲げる状況に符合するとき、裁判所は、当該当事者又は第三者の申立てにより、相手方、当事者、代理人、補佐人、若しくはその他訴訟関係者に対し秘密保持命令を発令することができる。</p>	<p>第11条 (条番号変更)</p> <p>当事者又は第三者の保有する営業秘密は、疎明を経た上で次に掲げる状況に符合するとき、裁判所は、当該当事者又は第三者の申立てにより、相手方の当事者、代理人、補佐人、若しくはその他訴訟関係者に対し秘密保持命令を発令することができる。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>1. 当事者の書面の内容に当事者若しくは第三者の営業秘密が記載されている場合、又は既に調査した若しくは調査すべき証拠が当事者又は第三者の営業秘密に及んでいる場合</p> <p>2. 前号の営業秘密が開示、又は当該訴訟の進行以外の目的の使用により、当該当事者又は第三者が当該営業秘密を基に行う事業活動に支障を生じるおそれを回避するために、その開示又は使用を制限する必要がある場合（第1項）</p> <p>前項の規定は、相手方、当事者、代理人、補佐人、又はその他の訴訟関係者が、申立ての前に、既に書面の閲覧及び証拠調べ以外の方法で営業秘密を取得し、又は保有した場合は、これを適用しない。（第2項）</p> <p>裁判所は、秘密保持命令の発令が必要であると認めるとき、当事者又は第三者に第1項の規定に基づき申立てを提起するように諭告したにも関わらず、なおも申立てをしない場合は、裁判所は相手方又は当事者の請求により、当事者又は第三者に意見を聴取した後、第1項の秘密保持命令を受けていない者に秘密保持命令を発令することができる。（第3項）</p> <p>秘密保持命令を受けた者は、当該営業秘密について、当該訴訟以外の目的に使用してはならず、又は秘密保持命令を受けていない者に対し開示してはならない。（第4項）</p>	<p>1. 当事者の書面の内容に当事者若しくは第三者の営業秘密が記載されている場合、又は既に調査した若しくは調査すべき証拠が当事者又は第三者の営業秘密に及んでいる場合</p> <p>2. 前号の営業秘密が開示、又は当該訴訟の進行以外の目的に使用により、当該当事者又は第三者が当該営業秘密を基に行う事業活動に支障を生じるおそれを回避するために、その開示又は使用を制限する必要がある場合。（第1項）</p> <p>前項の規定は、相手方の当事者、代理人、補佐人、又はその他の訴訟関係者が、申立ての前に、既に前項第1号に定める書面の閲覧及び証拠調べ以外の方法で営業秘密を取得し、又は保有した場合は、これを適用しない。（第2項）</p> <p>秘密保持命令を受けた者は、当該営業秘密について、当該訴訟以外の目的に使用してはならず、又は秘密保持命令を受けていない者に対し開示してはならない。（第3項）</p>
<p>第37条</p>	<p>秘密保持命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 秘密保持命令を受けべき者 2. 命令により保護されるべき営業秘密 3. 前条第1項各号に列記される事由に符合する事実 	<p>第12条（条番号変更）</p> <p>秘密保持命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 秘密保持命令を受けべき者 2. 命令により保護されるべき営業秘密 3. 前条第1項各号に列記される事由に符合する事実
<p>第38条</p>	<p>秘密保持命令を認める決定は、保護される営業秘密、保護の理由、及びその禁止する内容を明記しなければならない。（第1項）</p>	<p>第13条（条番号変更）</p> <p>秘密保持命令を認める決定は、保護される営業秘密、保護の理由、及びその禁止する内容を明記しなければならない。（第1項）</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>秘密保持命令を認める決定は、第 36 条第 1 項、第 3 項に定める営業秘密を保有する当事者又は第三者、請求人及び秘密保持命令を受けた者に送達されなければならない。(第 2 項)</p> <p>秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に送達された時から、その効力を生ずる。(第 3 項)</p> <p>秘密保持命令の申立て又は請求を却下した決定に対しては、抗告することができる。(第 4 項)</p>	<p>秘密保持命令の申立てが認められた場合、その決定は申立て人及び秘密保持命令を受けた者に送達されなければならない。(第 2 項)</p> <p>秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に送達された時から、その効力を生ずる。(第 3 項)</p> <p>秘密保持命令の申立てを却下した決定に対しては、抗告をすることができる。(第 4 項)</p>
<p>第 39 条</p>	<p>秘密保持命令の申立人又は請求人は、特別な規定がある場合を除き、当該命令の取消しを申立て又は請求することができる。(第 1 項)</p> <p>秘密保持命令を受けた者は、その命令の申立て又は請求が第 36 条第 1 項の要件を欠くこと、又は同条第 2 項の事情があること、若しくはその原因が既に消滅したことを理由として、その訴訟が係属する裁判所に対し、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。ただし、本件の裁判が確定した後は、秘密保持命令を発令した裁判所に対して申し立てなければならない。(第 2 項)</p> <p>秘密保持命令を受けた者は、既に第 36 条第 1 項第 1 号にいう営業秘密を知悉し、取得し、又は保有している場合、申立人又は請求人の不適格であることを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることはできない。当該命令の申立人又は請求人も、同様とする。(第 3 項)</p> <p>裁判所は、秘密保持命令を発した決定が不当であると認めるとき、前項の状況がある場合を除き、職権でこれを取り消すことができる。(第 4 項)</p> <p>秘密保持命令の取消しの申立て又は請求に対する決定は、申立人及び相手方に送達されなければならない。(第 5 項)</p> <p>前項の決定に対しては、抗告をすることができる。(第 6 項)</p> <p>秘密保持命令を取り消す決定が確定したと</p>	<p>第 14 条 (条番号変更)</p> <p>秘密保持命令を受けた者は、その命令の申立てが第 11 条第 1 項の要件を欠くこと、又は同条第 2 項の事情があること、若しくはその原因が既に消滅したことを理由として、その訴訟が係属する裁判所に対し、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。ただし、本案の裁判が確定した後は、秘密保持命令を発令した裁判所に対して申し立てなければならない。(第 1 項)</p> <p>秘密保持命令の申立人は、当該命令の取消しを申し立てることができる。(第 2 項)</p> <p>秘密保持命令の取消しの申立てに関する決定は、申立人及び相手方に送達されなければならない。(第 3 項)</p> <p>前項の決定に対しては、抗告をすることができる (第 4 項)</p> <p>秘密保持命令を取り消す決定が確定したときは、その効力を失う。(第 5 項)</p> <p>秘密保持命令を取り消す決定が確定したときは、申立人、及び相手方以外に、当該営業秘密の秘密保持命令を受けたその他の者がいる場合、裁判所は取消しの旨を通知しなければならない。(第 6 項)</p>

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>きは、その効力を失う。(第7項)</p> <p>秘密保持命令を取り消す決定が確定したときは、申立て人、請求人、及び相手方以外に、当該営業秘密の秘密保持命令を受けたその他の者がいる場合、裁判所は取消しの旨を通知しなければならない。(第8項)</p>	
<p>第40条</p>	<p>秘密保持命令が発せられた訴訟に対し、(秘密に関する)制限又は閲覧の禁止を受けておらず、且つ秘密保持命令を受けていない者が、書類内の文書の閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製を請求する場合、裁判所の書記官は、直ちに第36条第1項に定める営業秘密を保有する当事者又は第三者に通知しなければならない。ただし、秘密保持命令の取消しが確定した場合は、この限りでない。(第1項)</p> <p>前項の状況において裁判所書記官は営業秘密を保有する当事者又は第三者が通知を受けた日から14日内は、書類内の文書を閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製に交付してはならない。営業秘密を保有する当事者又は第三者が通知を受けた日から14日内に、前項本文にいう請求人に秘密保持命令の発令、又はその請求の不承認、制限を申し立てる場合は、裁判所書記官は、決定が確定するまで、交付してはならない。(第2項)</p> <p>営業秘密を保有する当事者又は第三者が、第1項の請求に同意する場合、前項の規定は適用しない。(第3項)</p>	<p>第15条 (条番号変更)</p> <p>秘密保持命令が発せられた訴訟に対し、(秘密に関する)制限又は閲覧の禁止を受けておらず、且つ秘密保持命令を受けていない者が、書類内の文書の閲覧、謄写、撮影を申し立てる場合、裁判所の書記官は、直ちに(秘密保持)命令の申立人に通知しなければならない。ただし、秘密保持命令の取消しが確定した場合は、この限りでない(第1項)</p> <p>前項の状況において裁判所書記官は(秘密保持)命令を申し立てた当事者又は第三者が通知を受けた日から14日内は、書類内の文書を閲覧、謄写、撮影に交付してはならない。(秘密保持)命令を申し立てた当事者又は第三者が通知を受けた日から14日内に閲覧を請求した者に秘密保持命令の発令、又はその閲覧の制限若しくは不承認を申し立てる場合は、裁判所書記官は、その申立てに対する決定が確定するまで、交付を行ってはならない。(第2項)</p> <p>秘密保持命令を申し立てる者が、第1項の申立てに同意する場合は、第2項の規定は適用しない。(第3項)</p>
<p>第46条</p>	<p>証拠保全の申立ては、訴えを提起する以前は、係属すべき裁判所に対して行う。訴えを提起した後は、既に係属している裁判所に対して行う。(第1項)</p> <p>裁判所は証拠保全を行うとき、鑑定、検証、書証保全、又は証人、専門家証人、当事者本人に審問することができる。(第2項)</p> <p>裁判所は証拠保全を行うとき、技術審査官に出頭し職務を執行することを命ずることができる。(第3項)</p>	<p>第18条 (条番号変更)</p> <p>証拠保全の申立ては、訴えを提起する以前は、係属すべき裁判所に対して行う。訴えを提起した後は、既に係属している裁判所に対して行う。(第1項)</p> <p>裁判所は証拠保全を行うとき、鑑定、検証、及び書証保全を行うことができる。(第2項)</p> <p>裁判所は証拠保全を行うとき、技術審査官に出頭し職務を執行することを命ずることができる。(第3項)</p> <p>相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>相手方が正当な理由なく証拠保全の実施を拒否する場合、裁判所は、必要に応じて強制的にこれを排除することができ、警察機関に協力を要請することができる。(第4項)</p> <p>裁判所は、証拠保全が相手方又は第三者の営業秘密に支障を生ずるおそれがある場合において、申立人、相手方、又は第三者の請求に基づき、証拠保全を行うときに同席する者を制限又は禁止し、証拠保全により取得した証拠資料を別途保管し、閲覧、謄写、撮影又はその他の方式による複製の不承認又は制限を命ずることができる。(第5項)</p> <p>前項にいう営業秘密に支障を生ずるおそれがある場合には、第36条から第40条までの規定を準用する。(第6項)</p> <p>裁判所は、必要であると認めるときは、尋問を受ける者の居住地又は証拠の所在地の地方裁判所に証拠保全の実施を囑託することができる。囑託を受けた裁判所が証拠保全を行う場合には、第2項から前項までの規定を適用する。(第7項)</p>	<p>否する場合、裁判所は、強制的にこれを排除することができるが、必要の程度を超えてはならない。必要に応じて警察機関に協力を要請することができる。(第4項)</p> <p>裁判所は、証拠保全が相手方又は第三者の営業秘密に支障を生ずるおそれがある場合において、申立人、相手方、又は第三者の請求に基づき、証拠保全を行うときに同席する者を制限又は禁止し、証拠保全により取得した証拠資料を別途保管し、閲覧の不承認又は制限を命ずることができる。(第5項)</p> <p>前項にいう営業秘密に支障を生ずるおそれがある場合は、第11条から第15条の規定を準用する。(第6項)</p> <p>裁判所は、必要であると認めるときは、尋問を受ける者の居住地又は証拠の所在地の地方裁判所に、証拠保全の実施を囑託することができる。囑託を受けた裁判所が証拠保全を行う場合には、第2項から第6項の規定を適用する。(第7項)</p>
<p>第48条</p>	<p>知的財産に関する民事事件の第二審に対しては、特別に規定がある場合を除き、第三審の裁判所へ上訴又は抗告をすることができる。(第1項)</p> <p>前項の場合において、第三審の裁判所は、専門法廷又は専門担当部門を設けて取り扱わなければならない。(第2項)</p>	<p>第20条 (条番号変更)</p> <p>知的財産事件の第二審に対しては、特別に規定がある場合を除き、第三審の裁判所へ上訴又は抗告することができる。(第1項)</p>
<p>第54条</p>	<p>知的財産及び商業裁判所組織法第3条第2号本文、第4号に定める刑事事件は、地方裁判所の管轄とする。(第1項)</p> <p>営業秘密に関する刑事事件の第一審の管轄は、次に掲げる各号の規定によりこれを定め、前項の規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業秘密法第13-1条、第13-2条、第13-3条第3項及び第13-4条の罪を犯した事件は、第一審の知的財産法廷が管轄するものとする。 2. 国家安全法第8条第1項から第3項の罪を犯した事件は、第二審の知的財産法廷 	<p>第23条 (条番号変更)</p> <p>知的財産及び商業裁判所組織法第3条第2号前段、第4号に定める刑事事件における訴えの提起は、管轄する地方裁判所に対し、これを行わなければならない。検察官が略式判決による処理を申立てる場合も同様とする。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>が管轄するものとする。(第2項)</p> <p>第一審の管轄権が地方裁判所に属すその他の刑事事件は、前項第1号の事件と科刑上一罪²の関係があり又は刑事訴訟法第7条第1号に定める関連事件がある場合において、検察官による起訴又は追起訴を経たときは、第一審の知的裁判所法廷が管轄するものとする。(第3項)</p> <p>第2項第1号にいう案件について、その捜査中における強制処分¹の申立ては、犯罪地、又は被告の住所、居所、若しくは所在地の地方裁判所に対してこれを行うものとする。(第4項)</p>	
<p>第55条</p>	<p>書類及び証拠物の内容が営業秘密に関わる場合、裁判所は、当事者又は利害関係者の申立てにより、審判を公開しないことができる。(第1項)</p> <p>書類及び証拠物の内容が営業秘密に関わる場合、裁判所は、当事者、利害関係者の申立てにより又は職権で、書類及び証拠物の検閲、謄写、撮影、又はその他の方式による複製を制限することができる。(第2項)</p> <p>裁判所が前2項により執り行う非公開審判及び書類、証拠物の検閲、謄写、撮影又はその他の方式による複製の範囲及び方法等の事項は、司法院が行政院と共同してこれを定める。(第3項)</p>	<p>第24条 (条番号変更)</p> <p>訴訟の資料が営業秘密に関わる場合、裁判所は、申立てにより、裁判を公開しないことができる。また、申立てにより又は職権で、書類若しくは証拠物の検閲、謄写又は撮影を制限することもできる。</p>
<p>第56条</p>	<p>営業秘密に関する刑事事件及びその附帯私訴において、その書類及び証拠物の内容が当事者及び利害関係者の営業秘密に関わり、犯罪事実又は損害賠償の事実の証明若しくは方法の疎明であるときは、特別な事情がある場合を除き、当事者又は利害関係者は、第1回の審判期日までに、非識別加工された名称又はコードを定めるよう、裁判所に申し立てることができる。(第1項)</p> <p>前項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p> <p>1. 非識別加工されるべき営業秘密</p>	<p>(新設)</p>

² 複数の犯罪が成立しているが、科刑上（手続上）一罪として扱われること。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>2. 名称又はコードの用語</p> <p>3. 第 1 号の営業秘密が訴訟手続きにおいて開示されることにより、当事者又は利害関係者が当該営業秘密を基に行う事業活動に支障を生ずるおそれがあること。(第 2 項)</p> <p>裁判所は、第 1 項の決定を行う前に、訴訟関係者に意見陳述の機会を与えなければならない。(第 3 項)</p> <p>裁判所は、第 1 項の申立てに対し、法律上の手続に符合していない、又は法律上承認すべきでない、若しくは理由がないと認める場合、決定で却下するものとする。ただし、その法律上の手続に符合していない状況が、是正可能である場合は、先に期間を定めて是正を命ずるものとする。(第 4 項)</p> <p>裁判所は、第 1 項の申立てに理由があると認める場合、特別な事情がある場合を除き、第 1 回の審判期日前に、申立てを承認する決定をするものとする。(第 5 項)</p> <p>前 2 項の決定に対しては、抗告をすることができない。(第 6 項)</p>	
<p>第 62 条</p>	<p>知的財産法廷の第二審裁判に不服があり、上訴又は抗告を提起する場合は、特別に規定がある場合を除き、刑事訴訟法の規定により、最高裁判所に対してこれを行わなければならない。(第 1 項)</p> <p>前項の場合において、最高裁判所は、第三審の手続を適用し、専門法廷又は専門部門を設置し執り行うものとする。(第 2 項)</p>	<p>第 26 条 (条番号変更)</p> <p>第 23 条の事件に関する知的財産及び商業裁判所の裁判に対しては、特別な規定がある場合を除き、第三審の裁判所へ上訴又は抗告をすることができる。</p>
<p>第 64 条</p>	<p>地方裁判所が第 54 条第 1 項の事件又は知的財産法廷の第一審で受理する事件に関し、通常審判、略式審判若しくは協議手続の附帯私訴により行った裁判を不服とし、上訴又は抗告を提起する場合は、第二審の知的財産法廷に対してこれを行うものとする。(第 1 項)</p> <p>知的財産法廷の第一審が第 54 条第 2 項第 1 号の事件に関し、略式手続の附帯民事訴訟により行った裁判を不服とし、上訴又は抗告を</p>	<p>第 28 条 (条番号変更)</p> <p>地方裁判所が第 23 条の案件に関して、通常審判手続又は略式審判手続の附帯民事訴訟により行った裁判を不服とし、上訴又は抗告を提起する場合は、管轄する知的財産及び商業裁判所に対してこれを行うものとする。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>提起する場合は、当該知的財産法廷の合議体に対してこれを行うものとする。(第2項)</p> <p>第二審知的財産法廷が受理した事件について、通常審判、略式審判又は協議手続の附帯私訴により行った裁判を不服とし、上訴又は抗告を提起する場合は、刑事訴訟法の規定に基づき、最高裁判所に対してこれを行うものとする。(第3項)</p> <p>第48条第2項の規定は、前項の場合に準用する。(第4項)</p>	
<p>第72条</p>	<p>この法律の秘密保持命令に違反した者は、3年以下の懲役、拘留若しくはNT\$100万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(第1項)</p> <p>前項の罪を犯し、その保護命令を受けた営業秘密が、国家安全法第3条にいう国家の中核的な重要技術の営業秘密に該当する場合、5年以下の懲役、拘留若しくはNT\$NT\$300万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(第2項)</p> <p>外国、中国大陸地区、香港又はマカオにおいて、前2項の犯罪を犯した場合、犯罪地の法律における処罰の規定の有無を問わず、なおも前2項の規定を適用する。(第3項)</p>	<p>第35条 (条番号変更)</p> <p>この法律の秘密保持命令に違反した者は、3年以下の懲役、拘留若しくはNT\$10万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(第1項)</p> <p>前項の罪は、親告罪でなければならない。(第2項)</p>
<p>第73条</p>	<p>法人の責任者、法人でない団体（以下、「非法人団体」）の管理人又は代表者及び法人、非法人団体、若しくは自然人の代理人、被用者及びその他従業員が、業務執行により前条の罪を犯した場合は、その行為者を罰するほか、当該法人、非法人団体又は自然人に対しても同じく前条第1項、第2項の罰金刑を科する。ただし、法人の責任者、非法人団体の管理人又は代表者及び自然人が犯罪の発生に対し、行為の防止に尽力した場合は、この限りでない。</p>	<p>第36条 (条番号変更)</p> <p>法人の責任者、法人又は自然人の代理人、被用者若しくはその他の従業員が、業務執行により前条第1項の罪を犯した場合は、その行為者を罰するほか、当該法人又は自然人に対しても同じく前条第1項の罰金刑を科する。(第1項)</p> <p>前項の行為者に対してした告訴又は告訴の撤回は、法人又は自然人に対しても効力を生ずる。前項の法人又は自然人に対してした告訴又は告訴の撤回は、行為者に対しても効力を生ずる。(第2項)</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。